

平成二十九年農林水産省・経済産業省令第一号

農業競争力強化支援法施行規則

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）及び農業競争力強化支援法施行令（平成二十九年政令第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業競争力強化支援法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 事業再編計画（第四条—第十条）
 - 第三章 事業参入計画（第十一条—第十五条）
 - 第四章 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第十六条—第十七条）
 - 第五章 雑則（第十八条—第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（法第二条第五項第一号の主務省令で定める措置）

第一条 農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 株式交換
 - 二 株式移転
 - 三 資産の譲渡又は譲受け
 - 四 出資の受入れ
 - 五 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
 - 六 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
 - 七 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
 - 八 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
 - 九 会社又は外国法人の設立又は清算
 - 十 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
 - 十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄
- 2 前項の「関係事業者」とは、農業生産関連事業者がその経営を実質的に支配していると認められる事業者として次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該農業生産関連事業者が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者
 - 二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の役員又は従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者
 - イ 当該農業生産関連事業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。
 - ロ 当該農業生産関連事業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。
 - 三 当該農業生産関連事業者の子会社（前二号の事業者をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業生産関連事業者及びその子会社が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者
 - 四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の子会社又は当該農業生産関連事業者及びその子会社の役員又は従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者
 - イ 当該農業生産関連事業者の子会社又は当該農業生産関連事業者及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。
 - ロ 当該農業生産関連事業者の子会社又は当該農業生産関連事業者及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。
- 3 第一項の「外国関係法人」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する農業生産関連事業者がその経営を実質的に支配していると認められる外国法人（新たに設立されるものを含む。）として次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該農業生産関連事業者が、その発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人
 - 二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の役員又は従業員が、その役員その他これに相当する者（以下この項において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を占める外国法人
 - イ 当該農業生産関連事業者が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。
 - ロ 当該農業生産関連事業者が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。
 - 三 当該農業生産関連事業者の子会社若しくは前二号の外国法人（以下この項において「子会社等」という。）又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等が、その株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人
 - 四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の子会社等又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等の役員等又は従業員が、その役員等の総数の二分の一以上を占める外国法人
 - イ 当該農業生産関連事業者の子会社等又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。
 - ロ 当該農業生産関連事業者の子会社等又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

(事業再編促進対象事業)

第二条 法第二条第七項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。

- 一 肥料製造事業、農薬製造事業及び配合飼料製造事業
- 二 肥料卸売事業、農薬卸売事業、配合飼料卸売事業及び農業用機械卸売事業
- 三 肥料小売事業、農薬小売事業、配合飼料小売事業及び農業用機械小売事業
- 四 米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業その他の飲食料品（花きを含む。以下この条において同じ。）の卸売事業
- 五 飲食料品の小売事業
- 六 小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業

(事業参入促進対象事業)

第三条 法第二条第八項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。

- 一 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）
- 二 農業用ソフトウェア作成事業
- 三 農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業その他の農業用機械の利用促進（第一号に係るものを除く。）に資する事業
- 四 種苗の生産卸売事業

第二章 事業再編計画

(事業再編計画の認定の申請)

第四条 法第十八条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業再編促進対象事業者（以下この章において「申請者」という。）は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 当該事業再編促進対象事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業再編促進対象事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
 - 二 当該事業再編促進対象事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
 - 三 当該事業再編計画を実施することにより、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資することを示す書類
 - 四 当該事業再編計画を実施することにより、生産性が向上することを示す書類
 - 五 当該事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類
 - 六 当該事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
 - 七 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類
- 3 申請者は、事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十八条第四項第二号イにおいて同じ。）又は監査法人の報告書
 - 二 事業再編債権者（事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第十八条第二項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類
 - 三 個々の事業再編債権者の債権放棄額及び事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類
 - 四 事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類
 - 五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類
 - 六 当該事業再編促進対象事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（以下この号及び第十八条第二項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業再編促進対象事業者の事業再編に関連する再建計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書
- 4 法第十八条第一項の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

(事業再編促進設備等の定義)

第五条 法第十八条第五項の事業再編の促進に特に資するものとして主務省令で定める設備等は、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、認定事業再編計画における同条第三項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現のために必要不可欠なものとする。

(事業再編計画の認定)

第六条 主務大臣は、法第十八条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第六項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十條第一項の規定により公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該認定に係る申請書の正本に、様式第二による認定書を添付し、申請者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第十八条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、法第十八条第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。

(認定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七条 法第十九条第一項の規定により事業再編計画の変更（認定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く。）の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第五による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定事業再編計画の写し（変更後の事業再編計画が新たに事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定事業再編計画の写し及び第四条第三項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

3 法第十九条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業再編計画に従って事業再編を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

4 主務大臣は、法第十九条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項において準用する法第十八条第六項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十條第一項の規定により公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該変更の認定に係る申請書の正本に、様式第六による認定書を添付し、当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

- 5 主務大臣は、法第十九条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。
- 6 主務大臣は、法第十九条第一項の変更の認定をしたときは、様式第八により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。
(認定事業再編計画の変更の指示)
- 第八条** 主務大臣は、法第十九条第三項の規定により認定事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を当該変更の指示を受ける認定事業再編事業者に交付するものとする。
(認定事業再編計画の認定の取消し)
- 第九条** 主務大臣は、法第十九条第二項又は第三項の規定により認定事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による書面を当該認定が取り消される認定事業再編事業者に交付するものとする。
- 2 主務大臣は、法第十九条第二項又は第三項の規定により認定事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第十一により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業再編促進対象事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。
(公正取引委員会との協議が必要な事業再編)
- 第十条** 農業競争力強化支援法施行令第一条第二号の農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令で定める事業再編は、次に掲げるものとする。
- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「独占禁止法」という。）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条の三第二項又は第十六条第二項（事業の譲受けに係る部分を除く。）の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならないこととされている事業再編
- 二 二以上の事業再編促進対象事業者が共同して実施しようとする事業再編であって、当該事業再編促進対象事業者のうち、いずれか一の事業再編促進対象事業者に係る国内売上高合計額（独占禁止法第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業再編促進対象事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの（当該事業再編を実施しようとする全ての事業再編促進対象事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属するものを除く。）
- 第三章 事業参入計画**
(事業参入計画の認定の申請)
- 第十一条** 法第二十一条第一項の規定により事業参入計画の認定を受けようとする事業参入促進対象事業者（以下この章において「申請者」という。）は、様式第十二による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- 一 当該事業参入促進対象事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業参入促進対象事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
- 二 当該事業参入促進対象事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- 三 当該事業参入計画を実施することにより、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資することを示す書類
- 四 当該事業参入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- 3 法第二十一条第一項の認定の申請に係る事業参入計画の実施期間は、五年を超えないものとする。
(事業参入計画の認定)
- 第十二条** 主務大臣は、法第二十一条第一項の規定により事業参入計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業参入計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に、様式第十三による認定書を添付し、申請者に交付するものとする。
- 2 主務大臣は、法第二十一条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を申請者に交付するものとする。
- 3 主務大臣は、法第二十一条第一項の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定事業参入事業者の名称及び当該認定事業参入計画の内容を公表するものとする。
(認定事業参入計画の変更に係る認定の申請及び認定)
- 第十三条** 法第二十二条第一項の規定により事業参入計画の変更（認定事業参入計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く。）の認定を受けようとする認定事業参入事業者は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定事業参入計画の写しを添付して行わなければならない。
- 3 法第二十二条第一項の変更の認定の申請に係る事業参入計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業参入計画に従って事業参入を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。
- 4 主務大臣は、法第二十二条第一項の変更の認定の申請に係る事業参入計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項において準用する法第二十一条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業参入計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に、様式第十七による認定書を添付し、当該認定事業参入事業者に交付するものとする。
- 5 主務大臣は、法第二十二条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による通知書を当該認定事業参入事業者に交付するものとする。
- 6 主務大臣は、法第二十二条第一項の変更の認定をしたときは、様式第十九により、当該認定の日付、当該認定事業参入事業者の名称及び当該認定事業参入計画の内容を公表するものとする。
(認定事業参入計画の変更の指示)
- 第十四条** 主務大臣は、法第二十二条第三項の規定により認定事業参入計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十による書面を当該変更の指示を受ける認定事業参入事業者に交付するものとする。
(認定事業参入計画の認定の取消し)
- 第十五条** 主務大臣は、法第二十二条第二項又は第三項の規定により認定事業参入計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十一による書面を当該認定が取り消される認定事業参入事業者に交付するものとする。
- 2 主務大臣は、認定事業参入計画の認定を取り消したときは、様式第二十二により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業参入促進対象事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第四章 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務

(予算の添付書類)

第十六条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下この条及び次条において「支援機構」という。）は、法第二十七条各号に掲げる業務を行う場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。以下この条及び次条において「支援機構法」という。）第二十八条第一項の規定により予算を提出するときは、法第二十七条各号に掲げる業務に係る経理と他の業務に係る経理とを区分して整理した書類を添付しなければならない。

(財務諸表の添付書類)

第十七条 支援機構は、法第二十七条各号に掲げる業務を行う場合において、支援機構法第三十条の規定により貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出するときは、法第二十七条各号に掲げる業務と他の業務の区分ごとの収支の状況その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五章 雑則

(実施状況の報告)

第十八条 認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者は、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業再編事業者については様式第二十三により、認定事業参入事業者については様式第二十四により、主務大臣に報告をしなければならない。

2 認定事業再編事業者（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画の認定を受けた者に限る。次項において同じ。）は、当該事業再編に係る資金計画に関する債権放棄について事業再編債権者との間で合意した日（以下この項において「債権放棄合意日」という。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度の開始の日から当該一定の日までの損益計算書（事業再編に関連する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従って必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない。

3 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施期間のうち最初の三年間においては、各事業年度が開始した日以後六月間における当該認定事業再編計画の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、主務大臣に様式第二十五により報告（次項において「半期報告」という。）をしなければならない。

4 第一項の報告及び半期報告には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次号に掲げる報告以外の第一項の報告 貸借対照表及び損益計算書

二 事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画についての第一項の報告及び半期報告 次のイからニまでに掲げる書類

イ 貸借対照表及び損益計算書（公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）

ロ 認定事業再編事業者の各月の売上額の推移を示す書類

ハ 認定事業再編事業者の各月の有利子負債残高の額の推移を示す書類

ニ 認定事業再編事業者の各月の現預金残高の額の推移を示す書類

5 認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者は、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第二十六により報告をしなければならない。

一 当該認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分があったこと。

三 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

(民法の特例に関する報告事項)

第十九条 認定事業再編事業者は、法第二十三条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告をしたときは、前条第一項の報告に、当該事業の譲渡の内容について記載した書類を添付しなければならない。

(設備廃棄等に関する事項の証明の申請)

第二十条 認定事業再編事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額について、主務大臣の証明を受けることができる。

一 設備廃棄等（当該認定事業再編計画に記載された施設又は設備について認定事業再編計画の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいう。以下この項において同じ。）に係る減価償却資産の帳簿価額 当該設備廃棄等の直前の帳簿価額の合計額

二 設備廃棄等が行われた日を含む事業年度（以下この号及び第二十二条第一項第三号において「廃棄等事業年度」という。）において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用 イからホまでの区分に応じ、それぞれイからホまでに定める金額

イ 設備廃棄等に係る減価償却資産の解体及び廃棄に係る費用 当該解体に係る工事並びに廃棄物の運搬及び処分に係る対価の額

ロ 他に転用できない材料、半製品及び補修用部品の廃棄に係る費用 当該材料、半製品及び補修用部品の帳簿価額及び売却損並びにこれを廃棄するための運搬及び処分に係る対価の額

ハ 他に転用できない発注済みの材料及び補修用部品に係る費用 当該材料及び補修用部品（納入が行われないものに限る。）に係る対価の額

ニ 賃借した建物及びその附属設備に係る原状回復費用 自己の用に造作した建物及びその附属設備の撤去により必要となる原状回復のために支払った金額

ホ 設備廃棄等が行われた施設又は設備に係る業務に関して物品等の提供を行う認定事業再編事業者の補償に係る費用 当該認定事業再編事業者のうち当該業務に係る特殊な材料若しくは部品の提供を行う者又は専ら当該業務に係る役務の提供を行う者に対して支払った補償金の額

2 前項の証明を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第二十七により、申請書及びその写し各一通を、当該認定事業再編計画の認定をした主務大臣に提出するものとする。

(設備廃棄等に関する事項の証明)

第二十一条 主務大臣は、前条第二項の規定により同項の申請書及びその写しの提出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、同項の申請書の正本に、様式第二十八による証明書を添付し、当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の証明をしないときは、様式第二十九によりその旨を申請者である認定事業再編事業者に通知するものとする。

(主務大臣)

第二十二条 この省令における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 事業再編計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業再編計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

二 事業参入計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三十一日農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十二條第一項第一号の改正規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省・経済産業省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二日農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年四月一日財務省・農林水産省・経済産業省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に農業競争力強化支援法第十八條第一項の認定を受けた同法第十九條第二項に規定する認定事業再編計画に係る実施状況の報告であって、この省令の施行の日以後に行うものに係るこの省令による改正前の農業競争力強化支援法施行規則第二十二條第一項第三号の規定については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「租税特別措置法第六十六條の十三又は第六十八條の九十八に規定する課税の特例」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第九十一條第二項又は第一百五條第二項の規定により適用されることとなる課税の特例」とする。

附 則（令和二年一月二日財務省・農林水産省・経済産業省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年四月一日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八條の三十三に規定する課税の特例（以下「課税の特例」という。）を受けた認定事業再編事業者のこの省令による改正前の農業競争力強化支援法施行規則（以下「旧規則」という。）第十八條第一項の報告並びに認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続き課税の特例の適用を受ける場合における旧規則第二十二條第二項の報告及び旧規則の様式第三十については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年三月三〇日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 所得税法等改正法附則第二十九條第二項若しくは第四十八條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における所得税法等改正法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三條若しくは第四十六條に規定する課税の特例又は所得税法等改正法附則第五十五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における所得税法等改正法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法第八十條第四項各号に掲げる課税の特例を受けた認定事業再編事業者のこの省令による改正前の農業競争力強化支援法施行規則（以下「旧規則」という。）第十八條第一項の報告及び認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続きこれらの課税の特例の適用を受ける場合における旧規則第二十二條第二項の報告については、なお従前の例による。

様式第一（第4条関係）（令2財農水経産令4・全改）

事業再編計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第18条第1項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業再編の目標
2. 事業再編の内容
3. 事業再編の実施時期
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
6. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 事業再編の目標

- (1) 事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
- (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（平成29年農林水産省・経済産業省告示第4号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

2. 事業再編の内容

- (1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編に係る事業の内容を記載する。
 - ① 事業再編計画の対象となる事業を記載する。
 - ② 農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第2条第5項第1号の措置と同項第2号の農業生産関連事業の方式の変更とに分けて事業再編計画の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
 - ④ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
 - ⑤ ④の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
 - ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係
- (2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。
- (3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業再編を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号。以下「規則」という。）第1条第2項の関係事業者又は同条第3項の外国関係法人であることの説明を記載する。
- (4) 別表1により、事業再編を実施するための措置の内容については、法第2条第5項第1号の措置及び同項第2号の農業生産関連事業の方式の変更ごとに法第2条第5項第1号及び第2号並びに規則第1条第1項各号に掲げる措置に照らして記載する。

- (5) 別表2により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。このうち、法第18条第5項に規定する事業再編促進設備等に該当する場合にはその旨記載する。
- (6) 別表3により、法第18条第4項の事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類について記載する。
- (7) 別表4により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 事業再編の実施時期
- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表5により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表6により記載する。
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
- (4) (3)中、新規採用される従業員数
- (5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
6. その他
- (1) 農業競争力強化支援法施行令（平成29年政令第206号。以下「令」という。）第1条並びに規則第10条第1号及び第2号に該当するものは、次の事項を記載する。
- ① 事業再編を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第1条第1号又は規則第10条第1号若しくは第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
- ② 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第1条第1号又は規則第10条第1号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 規則第10条第2号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表7により記載する。

別表1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第3項第1号の要件		
合併		
分割		
農業生産関連事業の譲渡又は譲受け		
規則第1条第1項の要件		

一 株式交換		
二 株式移転		
三 資産の譲渡又は譲受け		
四 出資の受入れ		
五 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
六 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
七 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
八 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
九 会社又は外国法人の設立又は清算		
十 有限責任事業組合に対する出資		
十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第2条第5項第2号の要件		
農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化		

(注)

1. 事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
 - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

- (3) 事業の譲渡については、譲り渡す事業の内容及び価額並びに譲渡期日を記載する。
- (4) 事業の譲受けについては、譲り受ける事業の内容及び価額並びに譲受期日を記載する。当該事業の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (5) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
- (6) 資産の譲渡については、譲り渡す資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。
- (7) 資産の譲受けについては、譲り受ける資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受期日を記載する。当該資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (8) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
- (9) 出資の受入れについては、当該出資受入前の資本金の額、受入額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
- (10) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の数並びに取得期日を記載する。
- (11) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員に占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (12) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の取得については、当該取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、当該取得する株式等の総数及び当該取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員に占める割合並びに取得期日を記載する。
- (13) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の譲渡については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員に占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (14) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (15) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (16) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする

場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

(17) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、帳簿価額、撤去又は廃棄期日及び施設又は設備の相当程度の撤去又は廃棄の比率をそれぞれ記載する（詳細については、別表3に記載）。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合には、その旨を記載する。

別表2

事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備等の種類	事業再編促進設備等の該当	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
年度								
	小計							
年度								
年度								
年度								
年度								
合計								

別表3

事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類
(施設)

1. 撤去する施設内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用途	床面積	帳簿価額	撤去期日
1						
2						
3						
合計						

2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

--

3. 施設の相当程度の撤去の比率 _____%

(注) 「1. 撤去する施設内容及び帳簿価額」の合計額を「2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

(設備)

1. 廃棄する設備内容及び帳簿価額

(単位: 百万円)

	設置場所	設備の名称	用途	数量	帳簿価額	廃棄期日
1						
2						
3						

合計

2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額

(単位: 百万円)

3. 設備の相当程度の廃棄の比率 _____%

(注) 「1. 廃棄する設備内容及び帳簿価額」の合計額を「2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

別表4

譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容
(土地)

(単位: m²)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位: m²)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表5
事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	

別表6
事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ				合 計	備 考
		資金の借入れ	自己資金	そ の 他			
所要額							

(注)

- 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- 社債又は資金の借入れについて法第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 法第25条第1項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
- 資金の借入れについて法第26条第1項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 法第27条第1号若しくは第4号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第2号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。
- 規則第4条第8項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該事業再編債権者の氏名（当該事業再編債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表7

1. 事業再編促進対象事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙

事業再編促進対象事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--	--

(注)

1. 事業再編促進対象事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業再編促進対象事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編に係る商品又は役務に関する事業再編促進対象事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

様式第二（第6条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

事業再編計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業再編計画については、農業競争力強化支援法第18条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第6条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

事業再編計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〔備考〕

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔記載要領〕

農業競争力強化支援法第18条第6項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
 2. 認定事業再編事業者名
 3. 認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
 - (2) 事業再編を行う場所の住所
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
 - (4) 事業再編を実施するための措置の内容
 5. 事業再編の開始時期及び終了時期
 6. 事業再編に伴う労務に関する事項
 7. 事業再編に係る競争に関する事項
- （記載要領）
1. 「3. 認定事業再編計画の目標」、「4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
 2. 「4. (4) 事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第一の別表1の内容を記載する。

様式第五（第7条関係）（令2財農水経産令4・全改）

認定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、農業競争力強化支援法第19条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

〔備考〕

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔記載要領〕

変更事項の内容については、変更前と変更後とを対比して記載する。

様式第六（第7条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業再編計画の変更認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、
農業競争力強化支援法第19条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第七（第7条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、
下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第19条第5項において準用する同法第18条第6項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第八（第7条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
 2. 変更後の認定事業再編事業者名
 3. 変更後の認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
 4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
 - (2) 事業再編を行う場所の住所
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
 - (4) 事業再編を実施するための措置の内容
 5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期
 6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項
 7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項
- （記載要領）
1. 「3. 変更後の認定事業再編計画の目標」、「4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
 2. 「4. (4) 事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第一の別表1の内容を記載する。

様式第九（第8条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業再編計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第18条第6項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十（第9条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業再編計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第19条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十一（第9条関係）

認定事業再編計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由
(記載要領)
 1. 認定取消しの理由
 - (1) 農業競争力強化支援法第19条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - (2) 事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十二（第11条関係）（令2財農水経産令4・全改）

事業参入計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第21条第1項の規定に基づき、事業参入計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業参入の目標
2. 事業参入の内容
3. 事業参入の実施時期
4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業参入の目標

- (1) 事業参入に係る事業の目標（事業参入を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
- (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）を記載する。

2. 事業参入の内容

- (1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入に係る事業の内容を記載する。
 - ① 事業参入計画の対象となる事業を記載する。
 - ② 事業参入計画の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
 - ④ ③の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
 - ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

(2) 事業参入を行う場所の住所を記載する。

(3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業参入を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号）第1条第2項の関係事業者又は同条第3項の外国関係法人であることの説明を記載する。

(4) 別表1により、事業参入に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業参入促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

(5) 別表2により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

3. 事業参入の実施時期

- (1) 事業参入の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。

4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

別表1
事業参入に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備等の種類	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
年度							
	小計						
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

別表2
譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容
(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表3
事業参入の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	

別表4

事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	そ の 他	合 計	備 考
所要額						

(注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 社債又は資金の借入れについて農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 法第25条第1項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 資金の借入れについて法第26条第1項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5. 法第27条第1号若しくは第4号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第2号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。

様式第十三（第12条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

事業参入計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業参入計画については、農業競争力強化支援法第21条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十四（第12条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

事業参加計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業参加計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〔備考〕

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔記載要領〕

農業競争力強化支援法第21条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十五（第12条関係）

認定事業参入計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業参入事業者名
3. 認定事業参入計画の目標
 - (1) 事業参入に係る事業の目標
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標
4. 認定事業参入計画に係る事業参入の内容
 - (1) 事業参入に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
 - (2) 事業参入を行う場所の住所
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
5. 事業参入の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「3. 認定事業参入計画の目標」、「4. 認定事業参入計画に係る事業参入の内容」中、認定事業参入事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十六（第13条関係）（令2財農水経産令4・全改）

認定事業参入計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業参入計画について下記のとおり変更したいので、農業競争力強化支援法第22条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後とを対比して記載する。

様式第十七（第13条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業参入計画の変更認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業参入計画については、
農業競争力強化支援法第22条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八（第13条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業参入計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業参入計画については、
下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第22条第5項において準用する同法第21条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十九（第13条関係）

変更後の認定事業参入計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業参入事業者名
3. 変更後の認定事業参入計画の目標
 - (1) 事業参入に係る事業の目標
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標
4. 変更後の認定事業参入計画に係る事業参入の内容
 - (1) 事業参入に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
 - (2) 事業参入を行う場所の住所
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
5. 変更後の事業参入の開始時期及び終了時期
（記載要領）

「3. 変更後の認定事業参入計画の目標」、「4. 変更後の認定事業参入計画に係る事業参入の内容」中、認定事業参入事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十（第14条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業参入計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第21条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第二十一（第15条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業参入計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〔備考〕

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔記載要領〕

農業競争力強化支援法第22条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十二（第15条関係）

認定事業参入計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由
(記載要領)
 1. 認定取消しの理由
 - (1) 農業競争力強化支援法第22条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - (2) 事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十三（第18条関係）（令3 財農水経産令4・令改）

年度における認定事業再編計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた事業再編計画の 年度の実施状況を下記のとおりに報告します。

記

1. 事業再編計画の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画に伴う労務に関する事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
 - (1) 事業再編に係る事業の目標の達成状況
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
 - (3) 生産性の向上を示す数値目標の達成状況
 - (4) 財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業再編事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業再編計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
 - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
 - (3) 社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (4) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。

3. 事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、認定事業再編計画と実績とを対比させて記載する。(3)、(4)及び(5)については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。

(1) 事業再編計画の開始時期の従業員数（認定事業再編事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）

(2) 当該事業年度末の従業員数

(3) 当該事業年度中、事業再編計画に充てた従業員数

(4) (3)のうち、新規採用された従業員数

(5) 事業再編計画に伴い当該事業年度中に出勤し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第二十四（第18条関係）（令3 財農水経産令4・令改）

年度における認定事業参入計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業参入計画の 年度の実施状況を下記のとおりに報告します。

記

1. 事業参入計画の目標の達成状況
2. 実施した事業参入計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 事業参入計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業参入計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
 - (1) 事業参入に係る事業の目標の達成状況
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
2. 実施した事業参入計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業参入事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業参入計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
 - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
 - (3) 社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (4) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。

別表

実施した事業参入計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第二十五（第18条関係）（令3 財農水経産令4・令改）

年度における認定事業再編計画の半期実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた事業再編計画の 年度の半期における
実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編計画の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画に伴う労務に関する事項

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
 - (1) 事業再編に係る事業の目標の達成状況
 - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
 - (3) 生産性の向上を示す数値目標の達成状況
 - (4) 財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業再編事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業再編計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
 - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
 - (3) 社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (4) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。

3. 事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、認定事業再編計画と実績とを対比させて記載する。

- (1) 事業再編計画の開始時期の従業員数（認定事業再編事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）
- (2) 事業再編計画の当該半期の終了時期の従業員数
- (3) 当該半期中、事業再編計画に充てた従業員数
- (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
- (5) 事業再編計画に伴い当該半期中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第二十六（第18条関係）（令2 財農水経産令4・全改）

年度における認定事業再編計画（認定事業参入計画）の適時
実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（事業参入計画）の実施に
当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法施行規則第18条第5項各号に掲げる事項に照らして記載
する。

様式第二十七（第20条関係）（令3財農水経産令4・全改）

農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の規定に基づく証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の規定に基づく証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 施設の相当程度の撤去の比率 %
2. 設備の相当程度の廃棄の比率 %
3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用
 - (1) 設備廃棄等に係る減価償却資産の解体及び廃棄に係る費用
 - (2) 他に転用できない材料、半製品及び補修用部品の廃棄に係る費用
 - (3) 他に転用できない発注済みの材料及び補修用部品に係る費用
 - (4) 賃借した建物及びその附属設備に係る原状回復費用
 - (5) 設備廃棄等が行われた施設又は設備に係る業務に関して物品等の提供を行う事業者の補償に係る費用
5. 「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 施設の相当程度の撤去の比率
 - (1)に規定する合計額から(2)に規定する合計額を除いたものを記載する。
 - (1) 別表1の「1. 撤去する施設的内容及び帳簿価額」に、撤去する施設の内容、撤去する直前の帳簿価額及び撤去期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
 - (2) 別表1の「2. 撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額」に、施設を撤去する直前における、撤去する施設の帳簿価額と残存保有する施設の帳簿価額の合計額を記載する。
2. 設備の相当程度の廃棄の比率
 - (1)に規定する合計額から(2)に規定する合計額を除いたものを記載する。

- (1) 別表2の「1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額」に、廃棄する設備の内容、廃棄する直前の帳簿価額及び廃棄期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
- (2) 別表2の「2. 廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額」に、設備を廃棄する直前における、廃棄する設備の帳簿価額と残存保有する設備の帳簿価額の合計額を記載する。
3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
当該設備廃棄等の直前の帳簿価額の合計額を記入する。
4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用
 - (1) 当該解体に係る工事並びに廃棄物の運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
 - (2) 当該材料、半製品及び補修用部品の帳簿価額及び売却損並びにこれを廃棄するための運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
 - (3) 当該材料及び補修用部品（納入が行われないものに限る。）に係る対価の額を記載する。
 - (4) 自己の用に造作した建物及びその附属設備の撤去により必要となる原状回復のために支払った金額を記載する。
 - (5) 当該認定事業再編事業者のうち当該業務に係る特殊な材料若しくは部品の提供を行う者又は専ら当該業務に係る役務の提供を行う者に対して支払った補償金の額を記載する。
5. 「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用」の合計額
「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用」の合計額を記載する。
 (注) 「1. 施設の相当程度の撤去の比率」及び「2. 設備の相当程度の廃棄の比率」については、認定事業再編計画において事業再編を実施するための措置の内容として「保有する施設の相当程度の廃棄又は設備の相当程度の廃棄」を記載している場合についてのみ記載する。

別表1

1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用途	床面積	帳簿価額	撤去期日
1						

2						
3						
					合 計	

2. 撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額（単位：百万円）

別表2

1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額

（単位：百万円）

	設置場所	名 称	用 途	数 量	帳 簿 価 額	廃棄期日
1						
2						
3						
					合 計	

2. 廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額（単位：百万円）

様式第二十八（第21条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の証明通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで証明申請のあった農業競争力強化支援法施行規則
第20条第1項の規定に基づく証明の申請については、農業競争力強化支援法施行規
則第21条第1項の規定に基づき証明する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第二十九（第21条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の証明をしない旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで証明申請のあった農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の規定に基づく証明の申請については、下記の理由により証明をしないものとします。

記

証明をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

証明をしない理由を具体的に記載する。